

2012年（平成24年）7月4日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

情報公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2011年（平成23年）10月3日付けで諮問された「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月12日付 訓告・嚴重注意文書全て」及び「2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」の行政文書公開請求の一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月12日付 訓告・嚴重注意文書全て」及び「2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」の行政文書公開請求に対し、2011年（平成23年）9月21日付けでした一部承諾決定処分について、異議申立ての対象となった「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」のうち1頁「・議事内容」の「2 委員長、開会挨拶」の4行目及び5行目、2頁「（3）関係者に対する質疑」の最初の行から6頁の最終の行まで、7頁「（4）処分の決定について」の6行目を除き、公開すべきである。

2 事実

(1) 異議申立人は、2011年（平成23年）9月13日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月12日付 訓告・嚴重注意文書全て」及び「2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」の行政文書公開請求を行った。

- (2) 実施機関は、当該請求に係る行政文書を「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月12日付 訓告・嚴重注意文書全て」及び「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」（以下「本件文書」という。）と特定した。
- (3) 実施機関は、同月21日付けで、異議申立人に対し、本件文書について、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 異議申立人は、同月29日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち、「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」（以下「対象文書」という。）の文書全てについて、処分取消しを求める異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、同年10月3日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち対象文書に係る処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書、意見書及び補足意見書で以下のとおりの主張をしている。

藤沢市職員綱紀審査委員会（以下「委員会」という。）が開催されて処分が決定されているが、処分対象である経営企画部長が除斥（藤沢市職員綱紀審査委員会規程（昭和57年9月20日訓令甲第4号。以下「規程」という。）第6条。）されているか市民は知ることができない。さらに、委員会がどのような過程を経て処分を決定したのかも知ることができない。

条例第6条柱書きは「当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しており、その文言からすれば、実施機関に対し、公開情報についても、その裁量で非公開とすることを認めていると解されるが、藤沢市に対する情報開示請求権は、条例によって創設されるものであって、公的な情報に対する開示請求権を付与するか否か、付与する場合にその範囲内容をどのように定めるかは、藤沢市の立法政策に委ねられており、本条例においても、裁量的な非開示を行う際の判断基準について具体的な定めをおいていないことからすると、藤沢市としては、それが法令違反となるなど例外的な事情がある場合を除き、公開情報については原則として開示の義務を負う

といえる。

実施機関が条例第6条第4号で対象文書全ての公開を拒むのは必ずしも妥当ではない。

対象文書を「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第4号に該当するため。」という理由で当該文書全てを非公開にすることは不当である。

委員会の議事録としては文書の表題、項目名、審査日時、審査委員名、除斥委員名等の項目が推定できるが、それらは非公開情報にはあたらないのは自明である。

本件決定に援用されている条例第6条第4号の各規定の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第6号の各規定の内容と、実質的には全く同一である。

情報公開法第5条第6号にいう、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」の意義は、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり」その蓋然性の有無は客観的に判断すべきである（東京高等裁判所平成17年（行コ）第35号同17年8月9日判決）。

対象文書について、個人のプライバシーの保護を図りつつ原則公開の立場からできるだけ開示に努めるべきであり、一部開示等とする場合においても、任命権者による文書訓告・嚴重注意処分が職員のどのような行為又は事実に基づくものか請求者に理解できる程度には対象文書の開示に努めるべきである。

さらに、条例第8条「公益上の理由による裁量的公開」に基づき、審議検討等情報（条例第6条第3号）において「不当に損なうおそれ」とし、例えば、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、不当に損なうものでなければ、開示すべきである。

新聞紙上で「防災設備取り外し」に関する記事が掲載されており、社会から藤沢市に対する信頼を損ねる可能性があるため、社会的に説明する責任があるとの判断で開示すべきである。

平成23年4月22日付けで上程され、継続審議中の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律」の第1条の目的規定中、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」という文言は「国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進」と改正される予定である。

このような改正状況を踏まえ、当該議事録は市政の監視の観点から開示す

べきである。

2011年11月4日付「行政文書公開一部承諾決定に係る非公開理由説明書」（以下「同書」という。）3頁「4 異議申立てに対する反論」の6行目「また、委員の除斥を公開することは、委員自身が審議事項に関与していることを公開することとなり、委員会の公正かつ円滑な運営に支障が生じると考える。」とするが、実施機関は委員会の公正かつ円滑な運営が行われたことを示す情報を市民に公開する義務があると考ええる。

同書3頁「4 異議申立てに対する反論」の8行目、「条例第6条の各号では実施機関が公開できないとされる情報の範囲を定めたものであり、委員会について公開とすることにより公正かつ円滑な事務の執行に支障を来すと認められる場合は、非公開とすることが認められている。」とするが、公正かつ円滑な事務の執行に支障を来すと認められる合理的理由説明がない。さらに、条例第8条「公益上の理由による裁量的公開」に基づき、任命権者による文書訓告・厳重注意処分が職員のどのような行為又は事実に基づくものか請求者に理解できる程度には対象文書の開示に努めるべきである。

訓告・厳重注意処分の根拠法令となる地方公務員法によれば、「第1条（目的）で……行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、地方自治の本旨の実現に資する……。第33条（信用失墜行為の禁止）職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と定められている。

しかし、本件処分については、事件発生後相当の日時を経て、しかも市当局の事態認識の甘さ、厳しさのなさに対応の遅れが大きくマスコミ報道され、また、市民や市議会などから批判もあったように、今日なお当局の対応及び処分の処理と量定などの問題点も指摘されており、不明朗さが残っている。公務員の訓告・厳重注意処分は、市長や任命権者の恣意的な判断でなされてはならない。本人も含めて主権者である市民の理解と納得のいくものでなければならぬ。

本件については、市民や議会、新聞報道等で大きな問題になりながら、処分の内容など今一つ真実が明確にされていない。そのためにも、委員会の当該文書訓告・厳重注意処分に係る審議の過程を示す対象文書について、個人名以外は開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書で以下のとおりの主張をしている。

本市では職員の分限処分及び懲戒処分に関する事項を調査審議するため、

委員会を設置し、厳正かつ公正な決定をしている。

この処分決定にあたっては、事件に至るまでの経過、発生状況、動機、また、法令違反に対する認識など、さまざまな聞き取りをしたなかで厳正な処分が執り行われている。こうした聴取から処分決定に至るまでの審議内容は極めて機密性の高い情報であり、審議過程においては、供述者にとって不名誉な内容、関係者が特定できるような内容、供述者が外部に公開されることを望まないような情報、また、身体的情報や家族の情報などのプライバシー情報などについて収集することとなる。

異議申立人の主張するように委員会の議事録の公開が前提となれば、供述者は公開による影響をおそれるあまり真実を述べられず、また、陳述が不十分となり、当たり障りのない供述しか得られなくなるなど、処分に必要な客観的かつ具体的な情報の収集に支障を及ぼし、処分に係る事務の公正かつ適切な執行の妨げとなる。

また、事実関係を把握するため、本人以外の関係者からの供述も求めているが、議事録が公開となれば、今後の人間関係への影響や報復などをおそれるあまり真実を語れなかったり、消極的な供述となり貴重な情報収集の機会を失うこととなる。

このように委員会の議事並びに議事録を公開することは、真実の追究を妨げるおそれが高く、関係当事者の理解、協力が得られにくくなり、当事者間の信頼関係が損なわれるなど、反復継続される委員会の公正かつ円滑な運営に支障が生じると考える。

以上の理由から、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号に該当するため、非公開とした。

異議申立人が主張する異議申立ての理由のうち、「処分対象である経営企画部長が除斥されているか市民は知ることができない」とあるが、規程のなかでは、第6条に委員の除斥として「委員のうち副市長及び教育長以外の委員は、自己に関する事項については、その調査審議に加わることができない」ことを定めており、規程について公開している。

また、委員の除斥を公開することは、委員自身が審査事項に関与していることを公開することとなり、委員会の公正かつ円滑な運営に支障が生じると考える。

さらに条例における情報開示請求権について主張しているが、条例第6条の各号では、実施機関が公開できないとされる情報の範囲を定めており、委員会について公開とすることにより公正かつ円滑な事務の執行に支障を来す

と認められる場合は、非公開とすることが認められている。

以上のとおり、実施機関による本件処分に違法はなく、異議申立人の主張には理由がないから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立てに係る文書について

本件文書のうち本件異議申立てに係る対象文書は「藤沢市職員綱紀審査委員会 2011年9月9日付 処分に係る委員会議事録」である。

(2) 条例第6条第4号の該当性について

本件において、実施機関は、条例第6条第4号に該当するとして、対象文書を非公開とした。

ア 条例第6条本文は、「実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（中略）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（中略）に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しつつ、同条第4号エにおいて、「実施機関が行う事務に関する情報であつて、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、公開しなければならないとはしていない。

イ 委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条に規定する職員の分限処分及び同法第29条に規定する職員の懲戒処分に関する事項を調査審議するために、設けられた委員会である（規程第1条）。

委員会では、事実確認や関係者からの聴取、弁明の機会の付与等の手続を通して、結果を判断することになる。

委員会の議事録すべてを公開することは、事実を明らかにするための調査を妨げ、関係者の理解、協力が得られにくくなり、当事者間の信頼関係が損なわれるなどのおそれがある。したがって、委員会の具体的な審議内容を開示することは、上記のとおり、公開になじむとはいえない。このことは、人事管理に係る事務に関して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるといえるのであって、条例第6条第4号エに照らして、対象文書のうち具体的な審議内容については、これを公開するのは妥当でない。

もっとも、議事録とはいえ、対象文書において、開催日時や場所、規程第4条に定められた委員職名および一般に公開されている職員配置表

から判明する委員の個人名，事務局の職員名（規程第9条），議事内容の標題，公表されている事実関係については，公開したとしても，関係者の権利利益が侵害されたり，行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民の利益を害することはないと考えられることから公開すべきである。

(3) 結論

以上のことから，異議申立ての対象文書については，1頁「・議事内容」の「2 委員長、開会挨拶」の4行目及び5行目，2頁「（3）関係者に対する質疑」の最初の行から6頁の最終の行まで，7頁「（4）処分の決定について」の6行目を除き，公開すべきである。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2011. 9.13	・ 行政文書公開請求書受付
9.21	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
9.29	・ 行政文書公開異議申立書受理
10. 3	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
10. 4	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
11. 4	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
11. 9	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
11.21	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出
11.24	・ 審査会から市長へ異議申立人の意見書の写しの送付
2012. 1.19	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
2.15	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
3.16	・ 異議申立人から審査会へ補足意見書の提出
3.30	・ 異議申立人への意見聴取
4.23	・ 実施機関への意見聴取
5.17	・ 異議申立人から審査会へ補充資料の提出及び審議
6.28	・ 審議
7.4	・ 答申

第14期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2012年2月1日～2014年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者